

< 仕事と子育ての両立を図るため下記の行動計画を策定しました。 >

社会福祉法人凌雲堂 行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができるよう、妊娠・出産・育休中の職場支援を行うとともに、育休復帰後の子育て期間の諸制度の活用を図り、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成23年11月1日～平成26年10月31日までの3年間

2. 内容

目標1：職員が産前産後休業や育児休業を取得する際は、その都度代替職員の補充を行い、職員が不在となる間の負担軽減を図り、安心して出産・子育てができるよう支援する。

<対策>

平成23年11月～ 全体会議を通じ管理職に対する方針伝達

平成23年11月～ 代替職員の確保策についての調査検討

平成24年 4月～ 代替職員の業務範囲及び現職員の業務分担の見直し

目標2：育児休業中の雇用保険・社会保険上の諸制度や復帰後の子育て支援策の周知を図るため施設内掲示・メール等により周知するとともに相談窓口を設置する。
特に男性職員（父親）への子育て参加を呼びかけ、育児休業の分担や子の看護休暇の取得を働きかける。

<対策>

平成23年11月～ 周知内容及び相談窓口設置の検討

平成24年 4月～ 施設内掲示・メールによる周知及び相談窓口の設置

平成24年 4月～ 男性職員（父親）への個別面談による子育て参加の推進

目標3：子の看護休暇について時間単位での取得を認めるとともに、運用上も利用範囲を広げ取得促進に努める。

<対策>

平成24年 4月～ 時間単位での取得を就業規則に規程化する。